



山形県立米沢女子短期大学

令和6年度 自己点検・評価報告書

令和7年9月

山形県公立大学法人
山形県立米沢女子短期大学

目次

I	別表 1	自己点検・評価項目等（全般）		1
II	別表 2	自己点検・評価項目等（教職課程）		22

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
1 教育理念・目標等	①大学の教育理念・目標等を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科の目的を適切に設定しているか。	○学科においては、学科又は課程ごとに、設定する人材育成その他の教育研究上の目標等の設定とその内容		本学の目的は、山形県が制定した「山形県公立大学法人定款」に定められており、「山形県立米沢女子短期大学学則」においても規定している。また、本学では「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」を制定し、理念と目的・目標には、学科ごとの目的も設定している。		実施済	事務局 （総務企画課）
		○大学の教育理念・目標等と学科の目標等の関連性		本学の教育研究組織である、国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科の教育研究上の目的は、いずれも建学の基本理念及び大学の教育研究上の目的を踏まえたものであり、大学の理念・目的と学科の目的とは極めて関連性の深い内容になっている。		実施済	事務局 （総務企画課）
	②大学の教育理念・目標等及び学科の目標等を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学科においては、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目標等の適切な明示		本学の目的は、山形県公立大学法人定款と学則第1条に明記している。学則は、毎年度作成する「履修と学生生活の手引」とホームページに掲載している。また、教育理念については「理念と目的・目標」を大学要覧と大学ホームページで公表している。		実施済	事務局 （総務企画課）
		○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の教育理念・目標等、学科の目標等の周知及び公表		教職員に対しては、学則を含む規程集、「履修と学生生活の手引」と大学要覧を配布することにより周知を図り、学生に対しては、「履修と学生生活の手引」を配布している。なお、受験生や社会一般に対しては、ホームページで公表することにより周知している。		実施済	事務局 （総務企画課）
	③大学の教育理念・目標等、各学科における目標等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定		本学は公立大学法人であり、地方独立行政法人法の規定により、中期目標を達成するための中期計画である「山形県公立大学法人中期計画」を策定し、山形県知事の認可を受けることと定められている。		実施済	事務局 （総務企画課）
				現在は、令和3年度～令和8年度の6年間にわたる第3期中期目標期間である。本学では、令和3年3月に第3期中期計画を策定した。この中期計画では、本学の目的・理念を踏まえながら中期目標を達成するための取組みを定めており、第3期中期目標期間の半分を終えたことを踏まえ、中期目標期間見込み業務実績の作成及び自己評価を行った。		実施済	事務局 （総務企画課）
2 内部質保証	①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科その他の組織との役割分担		「山形県立米沢女子短期大学内部質保証に関する方針」及び「内部質保証推進体制」を定め、その中で、内部質保証に関する本学の基本的な考え方、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織、権限とその役割、学科その他の組織との役割分担を定めている。		実施済	自己評価改善・SDFD委員会
		・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）		「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」を定め、運用や検証及び改善・向上の指針を規定している。		実施済	自己評価改善・SDFD委員会
	②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備		「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」に基づき、自己評価改善・SDFD委員会に内部質保証を所管する内部質保証専門部会を設置している。		実施済	自己評価改善・SDFD委員会
		○全学内部質保証推進組織のメンバー構成		内部質保証専門部会のメンバーは、自己評価改善・SDFD委員会の委員（教員）と委員会外の教員の計3名から構成されている。		実施済	自己評価改善・SDFD委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
	③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定		「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」を制定し、理念と目的・目標には、学科ごとの目的も設定している。 それらに基づき、「山形県立米沢女子短期大学アドミッション・ポリシー」、「山形県立米沢女子短期大学カリキュラム・ポリシー」、「山形県立米沢女子短期大学ディプロマ・ポリシー」を定め、学位授与方針、教員課程の編成、実施方針及び学生の受け入れ方針を設定している。		実施済	事務局 （総務企画課）
		○方針及び手続に沿った内部質保証活動の実施		「山形県立米沢女子短期大学内部質保証に関する方針」及び「内部質保証推進体制」を定め、それらに基づき内部質保証活動を実施している。		実施済	自己評価改善・SDFD委員会
		○全学内部質保証推進組織による学科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み		内部質保証専門部会が中心となって、「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」を策定し、各組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みを行っている。		実施済	自己評価改善・SDFD委員会
		○学科その他の組織における点検・評価の定期的な実施		各組織において、「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」に基づき、令和6年度の自己点検を行った。		各組織において、「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」に基づき、令和7年度の自己点検・評価を行う。	自己評価改善・SDFD委員会
		○学科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施		各組織で令和6年度の自己点検を行い、その結果を踏まえて、改善・向上のための実施計画を定めた。		昨年度の自己点検の結果を踏まえた、改善・向上のための実施計画を定め取り組む。	自己評価改善・SDFD委員会
		○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応		2020（令和2）年度の認証評価において、以下の指摘事項等があった。 ①内部質保証体制の構築や自己点検・評価が不十分、②英語英文学科と日本史学科の教育課程の編成・実施方針の改善、③各学科の学習成果を適切に把握するための方法や指標の開発、④校舎の老朽化に対する改善。 以上については対応のうえ、改善報告書を提出した。		2020（令和2）年度の認証評価における指摘事項等に関して、改善は実施済み。 2025（令和7）年度から開始となる第4期認証評価を念頭に自他点検を行う。	自己評価改善・SDFD委員会
		○点検・評価における客観性、妥当性の確保		「山形県立米沢女子短期大学内部質保証に関する方針」及び「内部質保証推進体制」に基づき、各組織からの自己点検の結果を取りまとめた。当該結果をまとめた報告書を教育研究審議会に提出し、意見を徴することとしている。		自己点検の結果を取りまとめた報告書を教育研究審議会に提出し、意見を徴する。	自己評価改善・SDFD委員会
	④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表		学校教育法施行規則で定められている教育活動等の状況に関する情報（教育研究上の目的、教育研究上の基本組織等）について、大学ホームページで公表している。 教育研究活動については、専門分野や研究テーマ、主な論文・著書等、教員の教育研究活動を大学ホームページで公表している。 自己点検・評価については、自己点検及び評価のガイドライン、点検・評価項目と担当、報告様式を定めた後、実施した。 財務状況については、1法人2大学制をとっていることから、法人全体の「財務諸表」や「決算報告書」、「監査報告書」を法人ホームページで公表しているほか、平成29年度の「事業報告書」からは、教育や入試、就職、社会貢献等の諸活動の状況を記載し、同様に公表している。		実施済 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、令和6年度の状況を公表する。 令和6年度から毎年1回、法人全体の自己点検・評価を実施していく。 評価項目については、参考としている大学基準協会と令和7年度に見直しされる予定であるため、当法人でも見直しを行う予定である。 実施済	事務局 （総務企画課） 事務局 （総務企画課） 事務局 （総務企画課） 事務局 （総務企画課）

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
		○公表する情報の正確性、信頼性		大学ホームページに情報を掲載する際は、山形県公立大学法人ホームページ運用管理規程実施要綱に基づき、原則、情報責任者及び情報管理者の承認を得たうえで、公開管理者が公表を行う手順を踏むことで、複数の教職員によるチェックを行い、情報の正確性と信頼性を確保している。		実施済	事務局 （総務企画課）
		○公表する情報の適切な更新		情報が更新された場合はできる限り速やかな対応に努めている。		実施済	事務局 （総務企画課）
	⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価		自己評価改善・SDFD委員会および内部質保証専門部会において、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価が図られるよう、「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」を策定した。		自己評価改善・SDFD委員会	自己評価改善・SDFD委員会
		○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用		自己評価改善・SDFD委員会および内部質保証専門部会において、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価が図られるよう、適切に資料や情報を使用した。		自己評価改善・SDFD委員会	自己評価改善・SDFD委員会
		○点検・評価結果に基づく改善・向上		自己評価改善・SDFD委員会および内部質保証専門部会において、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価に基づく改善・向上が得られるよう、「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」を策定した。		自己評価改善・SDFD委員会	自己評価改善・SDFD委員会
3 教育研究組織	①大学の理念・目的に照らし、学科、附置研究所、その他の組織の設置状況は適切であるか。	○大学の理念・目的と学科構成との適合性		山形県公立大学法人定款に定められている目的や、山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標に沿って、4つの学科を設置している。		実施済	事務局 （総務企画課）
		○大学の理念・目的と附置研究所等の組織の適合性		山形県公立大学法人定款に定められている目的や山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標に沿って、附属図書館、生活文化研究所、キャリア支援センターを設置している。		実施済	事務局 （総務企画課）
	②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価		学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するものについては、山形県公立大学法人定款により、教育研究審議会において審議がなされることになっており、必要に応じて教育研究組織のあり方についても審議を行うことになっている。 また、山形県公立大学法人評価委員会では、毎年度、本学の中期計画及び年度計画に係る業務実績報告書等を審査し、評価を行っているが、その際、教育研究組織の適切性についても点検・評価を受けた。		実施済	事務局 （総務企画課）
		○点検評価結果に基づく改善・向上		教育研究審議会や、山形県公立大学法人評価委員会における意見を踏まえ、学長の指示を基に、改善・向上に向けた取組みを行った。		教育研究審議会や、山形県公立大学法人評価委員会における意見を踏まえ、学長の指示を基に、改善・向上に向けた取組みを行う。	事務局 （総務企画課）
4 教育課程・学習成果	①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表		山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標に基づき、学科毎に学位授与方針を定め、全学生と教職員に配布する「履修と学生生活の手引き」に掲載するとともに、大学ホームページで公表している。		実施済	教務委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
	②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等		山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標に基づき、カリキュラム・ポリシーを定め、全学生と教職員に配布する「履修と学生生活の手引」に掲載するとともに、大学ホームページで公表している。		実施済	教務委員会
		○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性		学科の教育課程の編成・実施方針を定めるにあたっては、全学のカリキュラム・ポリシーを基礎として教育課程の体系、教育内容、授業科目区分等を明示するとともに、学位授与方針との関連性に留意している。学生が学ぶべき科目やその順序、学位授与方針との関連性を明確に示すため、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成し、大学ホームページで公表している。		実施済	教務委員会
	③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・授業期間の適切な設定 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮 ・教養教育と専門教育の適切な配置 ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり		本学の基本理念、教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシーに基づいて、各学科のカリキュラム・ポリシーを明示し、この方針を踏まえ、必要となる授業科目を開設している。開設状況については、「履修と学生生活の手引」に詳細を記載している。		実施済	◎教務委員会 学科
				現行のカリキュラムは豊かな教養に裏付けられた専門的知識・技能とともに、創造的課題探求能力を備えた人材を着実に地域社会に送り出せるように、幅広い教養科目と専門的科目の双方を入学時から2年間通して学ぶ編成となっている。教養科目は、専門性にとらわれない幅広い教養と、積極的に課題に取り組む自己啓発力を有する人材の育成を目指して編成している。		実施済	◎教務委員会 学科
				専門科目は、専門的な知識を身に付け、それに伴う技能を高めるとともに、専門的な知見を基にしたの、新たな課題発見・課題解決の能力の育成を目指して編成している。学科それぞれの教育目標に沿った科目を、1年次・2年次の年次進行に合わせて、前・後期に適切に科目を配置し、講義計画書（シラバス）などで各学科における学生への順次的・体系的な履修のあり方を明示している。その他として、各学科の特徴を考慮した「導入科目」を設置することによって初年次教育の充実を図り、学生の実情に配慮した教育を工夫して提供している。		実施済	◎教務委員会 学科
				授業科目の単位は、学則に基づき、15時間の学習を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業内容や授業時間外に必要な学習などを考慮して授業形態を決定している。		実施済	◎教務委員会 学科
		○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施		実社会に対応できる専門的な技能の修得を目指して、以下に示す資格・免許を取得することができるようにしている。 中学校教諭二種免許状（国語）、中学校教諭二種免許状（英語）、中学校教諭二種免許状（社会）、司書、司書教諭、学芸員補、ピアヘルパー		実施済	◎教務委員会 学科

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	○各学科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・各学科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）	○各学科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・各学科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）		本学における履修科目登録について、1年間で修得できる単位数の上限は50単位（卒業要件62単位以上）としている。ただし、教職に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、学芸員に関する科目及び集中講義期間に開催される科目については、履修上限の50単位に含まないとしている。シラバスはすべての科目で共通の様式とし、授業の概要や授業のテーマ及び到達目標、評価方法等を記載している。		実施済	◎教務委員会 学科
				授業内容及び授業方法とシラバスとの整合性については、シラバスの授業計画欄に1回ごとの授業テーマを記載し、学生の事前学習の推進に配慮している。		実施済	◎教務委員会 学科
				成績公表に合わせ「GPA分布図」を学生に公表し、学習意欲の向上を図るとともに、教務委員会で共有し、学生の学習状況を数値的に把握することにより、履修指導に活用した。		実施済	◎教務委員会 学科
				「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に掲げる教育目標の達成に向け、「山形県立米沢女子短期大学内部質保証に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」を策定、自己点検及び評価を実施する体制を構築し、自己点検・評価を実施する取り組みを開始させた。		「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に掲げる教育目標の達成に向け、内部質保証の方針に従い策定したガイドラインに基づき自己点検・評価を実施し、教育課程の改善を図る。	◎教務委員会 学科
				単位互換科目・高大連携開放科目を各学科で設置し、高校生の受入れを行った。高大連携事業で修得した単位の認定申請があり、認定を行った。各種検定試験合格による単位認定を行った。大学コンソーシアムやまがたの単位互換制度を利用して、他大学の開放科目を受講した学生についても単位を認定した。栄養大との単位互換については、教職科目の合同授業での実績のみであるが、栄養大・短大の時間割の揃合せを行い、適切に開講した。		他大学からの受講生受け入れ状況、及び本学高大連携授業科目を受講した学生の学習成果に鑑みて、本学対象科目のラインナップの充実を図る。	◎教務委員会 学科
				本学における成績の評価は、レポート、試験等を総合的に判断して評価しており、それぞれの科目の評価方法については、シラバスに記載して学生に周知している。 成績の評価基準については、「山形県立米沢女子短期大学履修規程」に明記し、基準に従って適切に単位認定を行っている。 学生が成績評価に疑義等を持った場合、「山形県立米沢女子短期大学における成績評価異議申立てに関する細則」に基づき「成績評価に関する異議申立書」を提出することで、成績評価に関する調査委員会による審議を行い、審議結果を学生へ通知する。なお、異議申立ての決定に対しての再異議申立ては認めていない。 既修得単位の認定は「山形県立米沢女子短期大学の既修得単位認定に関する取扱要綱」に基づき、本学入学前に、他大学・短期大学等で修得した単位を申請により、認定を行った。また、本学への入学後に他大学で修得した単位の認定（単位互換制度）も協定を締結している大学等を行った。更に、各種検定の合格者の単位認定制度を導入しており、「山形県立米沢女子短期大学の各種検定試験合格者の単位認定に関する取扱要綱」に基づき、文部科学省認定の技能資格又はそれに準じる技能資格審査に合格した者の単位認定を行った。		本学における成績の評価は、レポート、試験等を総合的に判断して評価を行う。それぞれの科目の評価方法については、シラバスに記載して学生に周知を行う。 成績の評価基準については、「山形県立米沢女子短期大学履修規程」に明記し、基準に従って適切に単位認定を行う。 成績評価に対する異議申立て制度を適切に運用し、公正かつ適正な成績評価に努める。また、引き続き単位互換制度の周知を図り、他大学において対象科目単位を修得した場合は適切な単位認定を行う。	◎教務委員会 学科
⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり					

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
		○学位授与を適切に行うための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり		学位授与の要件については、学則及び「山形県立米沢女子短期大学学位規程」に明記し、シラバスにおいて、卒業要件として明示している。卒業要件は学則の規程に基づき、2年以上在学し、卒業に必要な授業科目の単位（62単位以上）を修得することであり、卒業要件を満たした者に対して短期大学士の学位が授与される。卒業要件の充足については、教務委員会が審議し、教授会の議を経て学長が行っている。		実施済	◎教務委員会 学科
	⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定		学習成果の測定の指標として、各学年における単位履修状況やGPAを用いている。また、「教育内容・成長実感に関する年度末アンケート」の結果を新たな指標とすべく取組みを開始した。		実施済	◎教務委員会 学科
		○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・ルーブリックを活用した測定 ・卒業生、就職先への意見聴取 ・学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり		学務システムの「修学ポートフォリオ機能」よりデータ集計が簡便であることから、アンケートフォームを活用した「教育内容・成長実感に関する年度末アンケート」を後期の成績公表日後に実施するため、学生が入力する自己評価項目を設定した。また、自己評価改善・SDFD委員会と協働して、1月に授業改善ワークショップ「英語英文学科で取り組むTOEIC IPテストを活用した学習成果の把握に関して」を開催し、学習成果を可視化する手法について、理解を深めた。英語英文学科では、令和6年度から全学年を対象にTOEIC IPテストを1年前期と2年後期に実施し、その結果を学習成果の指標とすることとした。具体的には令和6年度と令和7年12月（実施予定）の結果を比較することにより、学習成果の把握を行う。また、TOEIC IPテスト実施以前にも、能力別クラス分けを一部授業で実施しており、受講学生の英語運用能力が均質であること、一クラスの人数が少数であることにより、一人一人の学生の得意・不得意な点が容易に把握でき、学生の能力向上に資している。国語国文学科では漢字検定や日本語検定などの外部試験を全学生に課すことは難しいと判断し、今後ルーブリック評価を検討することとした。日本史学科では、「史学実習1（1年後期必修）」「史学実習2（2年前期）」に、ルーブリック評価を導入することとした。2つの科目の評価を比較することにより、学習成果の可視化を行う。社会情報学科では、授業と学外各種検定との緊密化を図り、学習成果を検定に活かす指導を行い、また、各種検定の成果を授業評価に取り込んでいる。さらに同学科では教育面での情報共有および個別指導にあたってGPAとGPAの推移を参考にし、きめ細かい指導を実施した。		教務委員会と自己評価改善・SDFD委員会が協働して、有益な授業改善ワークショップの開催を図り、そこの有用な実践例を参考に、効果的な学習の場の提供と効果的な評価方法の可能性を引き続き検討する。また、学生による学習成果の把握方法として、アンケートフォームを活用した「教育内容・成長実感に関する年度末アンケート」を実施する。更に各学科ではTOEIC IPなどの各種検定試験や、ルーブリックによる成績評価などを指標とすることで多角的な測定を行う。 日本史学科では、令和6年度後期の「史学実習1」で、当時の1年生（現2年生）に、各自が定めた卒業研究テーマに関し、テーマ設定の理由や研究計画を発表させた。その際に教員は、発表の内容や構成を評価した。令和7年度前期末には「史学実習2」で、2年生に卒業研究の進捗状況及び現時点で残っている課題について報告させ、教員はその内容や構成を評価する。この評価と令和6年度の評価を比較することにより、学習成果を測定する。そして12月に提出される卒業研究をゼミ教員と副査教員が読んだ上で、1月に口頭試問を行い、研究内容や構成を評価して、成績を決定する。国語国文学科では、令和7年度もルーブリック評価等の導入について、引き続き検討を行う。	◎教務委員会 学科
	⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用		本学では、学内専門委員会である教務委員会において点検、評価を行っている。教育成果の検証・確認を行い、教育課程や教育内容・方法における課題や改善の方向性について検討を行い、教授会等での報告により学内に共有を図っている。		実施済	教務委員会
				全開講科目において「授業評価アンケート」を実施し、結果を各教員に配布するとともに、授業の改善に努めるように依頼した。		実施済	自己評価改善・SDFD委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
		○点検・評価結果に基づく改善・向上		全ての開講科目において「授業評価アンケート」を実施した。実施に際し、掲示板やTeams等での学生への周知と回答依頼、各教員へ授業の終わりに回答時間を設けるよう協力を依頼する等回答率向上のための取り組みを行った。回答率は前期37.2%、後期32.2%であった。アンケート結果は各教員に配布し、担当授業におけるアンケートの評定値ならびに自由記載欄の精査と次期授業での改善を依頼した。 また、授業改善ワークショップにて、英語英文学科で取り組むTOEIC IPテストを活用した学習成果の把握に関する研修を行い、教育効果が得られる授業を行うにあたっての知識醸成を図った。		実施済	自己評価改善・SDFD委員会
				GPA値の活用方法として、授業料減免申請者の学力判定基準に利用したほか、編入学の指定校推薦の基準として活用した。令和6年度には、「編入学を希望する学生の指定校への学長推薦に関する取扱要綱」を定め、希望先大学の学業成績基準を満たしていることのほか、一定のGPA値を満たしていることを学長推薦の基準とすることとし、より相応しい学生を推薦することとした。令和6年度に「教職課程履修に関する内規」を定め、教職課程における教育実習の履修条件にGPA値を活用することとした。また、1年生のGPA順位と単位修得状況を一覧化したものを作成し、学習に課題を抱えている可能性がある学生の早期把握の資料とした。なお、成績評価については、成績公表日から起算した期限内に、成績評価に関する学生からの問合せが12件（前期5件、後期7件）あり、成績訂正を行ったものは5件（前期1件、後期4件）であった。また異議申立てはなかった。成績評価に関しては、その根拠資料となるシラバスの記載方法について見直しを行った。具体的には、シラバスの到達目標の記載について、学生を主語とし、どのような知識・技能などを修得できるか具体的な内容を記載するよう改善した。評価方法については、到達目標に対応した評価方法となるよう工夫すべき点がないか引き続き検討していく。		成績公表に合わせ「GPA値分布図」を学生に公表し、学習意欲の向上を図るとともに、学生の学習状況を数値的に把握することにより、履修指導に活用する。 また、各授業の到達目標の意義を学生が十分に理解でき、自己の学習の成果を客観的にかえりみることができるよう評価基準を明示しているか、シラバスの検証、改善を行う。 令和6年度に定めた「教職課程履修に関する内規」に基づき、教職課程における教育実習の履修条件にGPA値を活用する。	教務委員会
5 学生の受入れ	①学生の受入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表		本学では、入学者を受け入れるためのポイントとなる、大学及び各学科のアドミッション・ポリシーを平成19年1月に定めている。これに沿った学生の受け入れは、平成20年度入試から導入しており、学生募集要項、大学案内、大学ホームページに、具体的に明示している。		実施済	入試委員会
		○大学として求める学生像の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法		本学では各学科のアドミッション・ポリシーに習得しておいてほしい教科を記載している。		実施済	入試委員会
	②学生の受入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	○学生の受入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定		本学では、公正かつ適切に学生募集を行うために、総合型選抜（AO）、学校推薦型選抜、総合型選抜（自己推薦）、一般選抜、特別選抜を実施しており、多様な形態の受験機会を志願者に提供することに努めている。		実施済	入試委員会

別表1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
				過去の入試結果を踏まえ、国語国文学科において、入試区分ごとの募集人員の見直し、英語英文学科では入試区分の新設を行い、令和9年度入試に向けた入試区分を新設することとした。 一般選抜について、入試会場を本学会場以外に仙台会場及び鶴岡会場にて試験を実施しているところ、志願者確保に向けて、より受験生の参加しやすい会場設定について検討を進めることとした。		入試状況や入学予定者調査等の分析をもとにして、志願者確保のための効果的な広報活動を展開する。また、より多くの志願者を確保するため、前年度の入試結果を踏まえ、入試内容等（入試形態・募集人員・出願資格、出願方式、入試会場）について検討のうえ、見直しを行う。このほか、入試改革による入試形態ごとの志願者数の増減や評価方法を不断に検証し、適正な入試の実施に努める。	入試委員会
		○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供		授業料免除や奨学金制度に関する説明会を随時開催したほか、奨学金や授業料免除に関する情報や説明資料を学内掲示板やTeams、大学ホームページ、学校案内等に掲載し、学生の目に触れやすいよう工夫した。また、制度改正等で手続きが複雑化していることから、担当職員が昼休み等に学生からの個別相談や質問に応じ、書類等の手続きを支援した。 4月には学生の利便性向上のためにカーシェアを導入し、米沢市からの補助金を活用して利用料の半額を助成する支援を両大学合わせて11件行った。		実施済	学生委員会
		○責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備		全学的なアドミッション・ポリシーと各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、副学長を入試本部長とし、入試委員長、事務局長（試験中のみ）を入試副本部長とする入学試験実施本部と山形県立米沢女子短期大学専門委員会規程による、入試委員会を設置している。入試委員会は学長の指名する委員長を中心に、教員の選出委員と事務局の選出委員をもって組織している。		実施済	入試委員会
		○公正な入学者選抜の実施		入試委員会は入試計画の策定、実施、学生募集、入試問題の作成と管理、合格者の判定等に関する審議を行い、その結果を踏まえて、公正な入学者選抜を行った。加えて、「入試トラブルマニュアル」において、入試の様々な場面で発生した問題点について対応・処理する組織体制を構築した。		実施済	入試委員会
		○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施		入学者選抜の基準に関しては、学生募集要項に、小論文と面接について公表した。		実施済	入試委員会
				入学者の受け入れについては、高等学校卒業見込みの現役生だけでなく、一般社会人、学士および短期大学士など、短期大学に入学を希望する特別の入試枠を設け、各学科とも若干名の募集を行った。		実施済	入試委員会
				身体的に障がいを持つ志願者に対しては、特に別枠を設けて入学試験を行っていない。ただし、これに該当する例が出た場合に備えて、各入学試験において出願時に「受験上及び入学後の修学に配慮が必要な場合」は、本学教務学生課に申し出るようにと学生募集要項の「出願手続上の注意事項」に明記した。 「受験上の配慮を希望する入学志願者への対応マニュアル」において、具体的に申し出があった場合に取るべき学内体制と提出してもらう書式について整備を進め、きめの細かい対応ができるようにした。		実施済	入試委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
	③適切な定員を設定して学生の受入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の超過又は不足に関する対応		本学の定員については、学則に明記し、常に在籍学生数の管理を行っている。令和6年度在籍学生数において、収容定員充足率を15%以上超えた学科はない。 令和6年度入学生では、英語英文学科と日本史学科で定員割れとなった。		より多くの志願者を確保するため、積極的な高校訪問、より効果的な大学ホームページにおける広報、オープンキャンパスの開催を検討する。	入試委員会
	④学生の受入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価		入学者選抜のあり方の見直しは入試委員会を中心に行っている。入試委員会は、入試に直接かわる諸業務（事前準備・事後処理）及び入学者合格判定委員会を除いて、年に平均10回の定例委員会を開催している。 各学科からの募集定員及び配点等の変更の要望、全体の入試に関する問題点を入試委員会で協議・検討を行っている。		実施済	入試委員会
		○点検・評価結果に基づく改善・向上		アドミッション・ポリシーをより反映した入試にするため、前年度の入試の結果を踏まえ、各学科の入試内容（入試形態・募集人員・面接及び試験問題の内容等）の見直しを行った。		実施済	入試委員会
6 教員・教員組織	①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等		「山形県公立大学法人の組織及び運営に関する規則」第12条に、大学には学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手の職を置き、その職務は「学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条に規定する職務に従事する」と定めている。 また、本学の求める教員の条件としては、「山形県立米沢女子短期大学教員選考基準」第2条に規定している。		実施済	◎学長 副学長
		○各学科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示		「山形県立米沢女子短期大学教授会規程」、「山形県立米沢女子短期大学教員会議規程」、「山形県立米沢女子短期大学学生部規程」、「山形県立米沢女子短期短期大学総務会規程」、「山形県立米沢女子短期大学専門委員会規程」、「山形県立米沢女子短期大学学科長規程」に規定している。		実施済	◎学長 副学長
	②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	○大学全体及び学科等ごとの専任教員数		各学科教員の人員は、国語国文学科8名、英語英文学科7名、日本史学科6名、社会情報学科9名で、短期大学の設置基準を上回っている。国語国文学科は令和5年度より退職により1名減となっているが、今年度は非常勤講師で対応し、令和7年度に向けて採用を予定している。この人員配置により、本学の特長であるきめ細やかな少人数教育が維持されている。		今後も定年退職や自己都合退職者が出た場合は速やかに採用に向けた手続きを行い、適正な人員配置が維持されるようにしていく。	◎学長 副学長
		○適切な教員組織編制のための措置 ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（教授又は准教授講師助教） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携		教員の採用については、退職者の発生や授業科目構成の変更などに際して、教育研究上の必要性の観点から判断している。		今後も退職者の発生や授業科目の変更などに際して必要に応じて教員の採用を行う。	◎学長 副学長
				昇任については、「山形県立米沢女子短期大学の人事に関する手続規程」に基づき、在任年数及び教育研究業績等の実績を評価し、その結果に基づき判断・決定している。		今後も「山形県立米沢女子短期大学の人事に関する手続規程」に基づき、昇任の判断・決定を行っていく。	◎学長 副学長
				本学の教員構成は、「山形県公立大学法人の組織及び運営に関する規則」第12条により、教授・准教授・講師・助教・助手より構成されると定めている。これにしたがって教員組織を整備している。		実施済	◎学長 副学長

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
				男女比については全教員31名中、女性教員は6名で19%である。外国籍の教員は1名である。今年度国語国文学科の教員を採用する際は、男女雇用機会均等法の第8条に定められている「女性労働者に係る措置に関する特例」に基づき、評価が同等と認められる場合には、女性を積極的に採用するようにした。		教員を採用する際は、男女雇用機会均等法の第8条に定められている「女性労働者に係る措置に関する特例」に基づき、評価が同等の場合は女性を積極的に採用するようにしていく。	◎学長 副学長
				教育研究の質の維持・向上のため、人事に関する規程等に基づき研究実績を精査し、教員の採用及び昇任の手続きを行った。さらに、人事の透明性と公平性を担保する観点から、役員会議・教授会に加え、外部委員が所属する審議会における審議を行い、職員の採用及び昇任の手続きを進めた。各教員の専門領域や資質・適性を考慮のうえ、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努めるとともに、教員の採用及び選考にあたっては、人事に関する規程等に基づき、適切に手続きを進めた。 また、女性研究者の研究とライフイベントの両立を支援するため、研究活動を補助する研究支援員制度を実施し、米短大教員1名の利用があった。		各教員の専門領域や資質・適性を考慮のうえ、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努めるとともに、教員の採用及び選考にあたっては、人事に関する規程等に基づき、適切に手続きを進める。 また、男女共同参画や女性の職業生活における活躍の推進の観点から、女性研究者の育成及び支援、並びに積極的採用に努める。	◎学長 副学長
		○教養教育の運営体制		時代や地域のニーズを反映した教育となるよう、専任教員だけでなく専門に精通した研究者や実践者を非常勤講師として配置した。 10月から1月にかけて開講した「総合教養講座」（全15回）では、実施協力者である米沢市に諮りながら、各界で活躍する女性・若者を中心に講師を選定した。講話の内容は現代の社会問題であり、学生の将来にとってその理解及び対応力が求められるものを主軸とし設定した。講義終了後はアンケートを実施し、その結果は令和7年度の講義内容を決定する際に活用する。なお、令和6年度の受講者数は126名（高大連携3名含む）であった。		各教員の専門領域や資質・適性を考慮のうえ、学生や地域のニーズに適切に対応し、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努める。 また、「総合教養講座」について、限られた予算の範囲内で最大の効果を引き出せるよう、学生ならびに地域の受講者にとって魅力的な講座となるよう、外部有識者の選定、活用を図る。その他の授業科目に関しても、外部有識者の活用の可能性について引き続き検討する。	◎学長 副学長
	③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位（教授、准教授、講師、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備		教員の採用・昇任の手続きについては、「山形県立米沢女子短期大学教員の人事に関する手続規程」並びに「山形県立米沢女子短期大学教員選考基準」に基づき、山形県公立大学法人教育研究審議会の議を経て決定している。		実施済	◎学長 副学長 事務局 （総務企画課）
		○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施		令和6年度は「山形県立米沢女子短期大学教員の人事に関する手続規程」並びに「山形県立米沢女子短期大学教員選考基準」に基づき、国語国文学科の教員を1名を採用した。		退職者の発生や授業科目の変更などに際して必要に応じて教員の採用を行うとともに、「山形県立米沢女子短期大学の人事に関する手続規程」並びに「山形県立米沢女子短期大学教員選考基準」に基づき、昇任の判断・決定を行っていく。	◎学長 副学長
	④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施		英語英文学科で取り組むTOEIC IPテストを活用した学習成果の把握に関する研修会や、コンプライアンス責任者（副学長）による研究倫理コンプライアンス研修会を実施した。		教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるため、組織的にFDを実施する。	自己評価改善・ SDFD委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
		○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用		教員活動の実績を積極的に評価する制度として、教員の業績評価を実施している。毎年度、教員の教育分野、研究分野、地域貢献・社会貢献分野及び大学運営分野の4分野について、教員による自己点検を行うとともに、大学がその業績を適切に評価する制度としている。業績評価を実施するにあたり、山形県立米沢女子短期大学業績評価委員会（以下「業績評価委員会」という。）を設置し、学長を委員長とし、副学長及び学生部長、その他学長が指名する教員から組織される。業績評価委員会は、業績評価の総括や評価制度、評価方法の見直しを行っている。なお、前年度の業績評価においてS評価（最良）を受けた成績優秀者には、表彰状を交付するとともに特別研究費を配分しており、令和6年度は2名を表彰した。		実施済	学長
	⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価		教員活動の実績を積極的に評価する制度として、教員の業績評価を実施している。毎年度、教員の教育分野、研究分野、地域貢献・社会貢献分野及び大学運営分野の4分野について、教員による自己点検を行うとともに、大学がその業績を適切に評価する制度としている。業績評価を実施するにあたり、業績評価委員会を設置し、学長を委員長とし、副学長及び学生部長、その他学長が指名する教員から組織される。業績評価委員会は、業績評価の総括や評価制度、評価方法の見直しを行っている。		実施済	学長
		○点検・評価結果に基づく改善・向上		業績及び人事評価の継続的な実施を通し、目標達成に向けた意識付けや業務の進捗状況、成果等を確認しており、組織目標の達成に向けた職場内のコミュニケーションを図るツールとして定着している。令和5年度を対象とした教員業績評価では、両大学でS評価を受けた教員が4名おり、その中から特に優れた業績の教員2名を対象に、特別研究費を交付した。		実施済	学長
7 学生支援	①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示		本学の目的・理念を踏まえ、中期計画とも整合性を図りつつ、「山形県立米沢女子短期大学学生指導及び学生相談対応に関する基本方針」を定め、学生指導や学生相談を円滑かつ適切に実施している。		実施済	◎学生部長 学生委員会
	②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	○学生支援体制の適切な整備		学生へのアドバイザー体制を整備している。学生相談室、保健室、ハラスメント相談員等を設置している。		実施済	◎学生部長 学生委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
		○学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など） ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供		全学科で担任制を継続し、きめ細やかな指導に務めたほか、「履修と学生生活の手引」に教員への相談方法や全教員のオフィシアワー及びメールアドレスを掲載し、学習に関して学生がいつでも相談できる体制を整備した。また、4月のガイダンスで支援・相談体制について説明を行い、Teamsを活用した個別相談・授業についての詳細な情報提供により、履修に関する不安の解消を図った。 令和7年3月には卒業生に対して「教育内容・成長実感に関する年度末アンケート」を実施した。今後はその結果を分析し、学習指導の充実や教育プログラムの改善に活用する。 障がい等のある学生からの支援申請に応じて個別相談や教員への配慮依頼を行い、一人一人のニーズに合わせた支援を実施した。また、配慮申請があった学生に対し、個別面談や担当教職員による声がけ、履修相談等のサポートを行っている。社会人学生が入学し随時履修相談に応じたほか、Teams等の操作支援や社会人聴講生を紹介し交流を促進するなどの支援を行った。 また、レポート作成に困り感を抱える学生がいることがわかったため、学生委員会で「レポートの書き方パスファインダー」を作成し、Teamsで全学生に周知した。さらに、附属図書館と連携し、館内に「レポート作成お助けコーナー」を新設した。そのほか、学習不安や進路不安を持つ学生の不安を払しょくし、学生同士の人間関係構築の支援を行うことを目的とし、「真冬の学修・進路相談会」（12月）を実施した。		実施済	◎学生部長 ◎教務委員会 ◎学生委員会
		○学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）		教育環境を含む学生生活全般に関する学生の率直な意見を聴取することを目的に、学生代表と法人理事との懇談会を11月に実施した。寄せられた意見・要望については、学生に周知すべきと考え、回答を作成して掲示板やTeamsで開催報告として周知した。 また、より多くの学生の意見や要望を聞くために、「学生の声」専用のメールアドレスを設けて常時意見を受け付けるとともに、集中受付期間として「学生の声」アンケートを実施した。専用のメールアドレスには就活や編入のガイダンス・講座に関する要望が1件寄せられ、キャリア担当から学生に回答するとともに、掲示板等で学生に周知した。「学生の声」アンケートでは、前期7件の意見や要望が寄せられた。より多くの学生の声を集めるために、投書箱の増設と目立つ場所への掲示を行った結果、後期は22件の意見や要望が寄せられた。前・後期合計で29件に上り、対令和5年度（8件）比3.6倍となる。意見や要望に対しては、関係する委員会と連携して内容・対策を検討し、回答を掲示板やTeamsで学生に周知した。		実施済	◎学生部長 学生委員会 自己評価改善・SDFD委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
				4月のガイダンスで支援・相談体制について説明を行った。さらに、4月に在学生による新入生との対面型交流イベント「雑談ラウンジ」を昨年度に引き続き開催した。米沢栄養大学と合わせて約200名の学生が参加し、学生スタッフ13名に加えて新たに地域の社会人4名や教職員5名も相談を受けるため参加した。履修相談や進路相談、アルバイトや防犯等の米沢での生活に関する情報交換を行った。 加えて、例年好評のヨガ体験講座を実施し、両大学の学生と教職員合わせて112名が参加した。学生からの要望に応え、講座の内容を工夫して実施し、「肩こりも少しずつ改善されるため、ぜひ来年度も行ってほしい」「この企画を通じて体を動かす時間を確保できるのがとてもありがたい」と好評だった。 また、近隣スーパーの閉店に伴い学生の買い物が困難になったことから、市内業者の協力のもと1月より学内での食料品販売を実施し、学生の利便性向上を図った。		実施済	◎学生部長 学生委員会 自己評価改善・SDFD委員会
				12月に寮務寮生会議を実施し、寮生からの意見を聞き取る場を設けた。また、3月に学生自治会と大学の意見交換会を実施し、出された意見をもとに、令和7年度から食料品の移動販売の営業時間を拡充する予定である。令和6年度は、令和5年度の意見交換会で出された意見をもとに、Teamsを活用したAEDの配置場所の周知や、購買部のアイスの種類を増やす対応を行った。		実施済	◎学生部長 学生委員会 自己評価改善・SDFD委員会
		○学生の進路に関する適切な支援の実施 ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリア支援センターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施		各種のキャリア支援事業に関する年間計画を策定し、概ね計画通りに実施した。2年生向けとして、自己分析-PR講座、面接対策講座、公務員対策講座、志願理由書-英語-小論文講座等、就職・公務員・編入学それぞれの希望に応じて着実に各種講座を開講し、一定の受講者を確保した。また、各種講座情報を掲示に加えてTeams上で周知したり、キャリア支援センター職員のオンライン上での相談、学生との連絡としてチャットを活用するなどの取り組みを行った。		実施済	◎学生部長 キャリア支援委員会
				キャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリングやキャリア支援センター職員による進路相談、面接練習等を年間を通して行い、学生の就活不安の解消に努めた。そこに上がった問題点は委員会の協議の場に上げられ、問題の解決に当たった。求人情報について、幅広く情報収集し発信した。インターンシップについて、年度当初ガイダンスを行い、学生の希望に即して実施した。学内において、合同企業説明会を複数回実施し、担当者と希望学生と直接情報交換できる場作りに努めた。また、「OGの話を聞く会」や「就職内定体験報告会」を開催し、先輩方がどのように就職活動を進めたか経験談を語っていただくなど、在学生への啓発を行った。		実施済	◎学生部長 キャリア支援委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
				編入学の実績を上方に向かわせるべく、英語、小論文の実力養成のための講座を開講し、英語、小論文の添削指導も専門的指導者により、繁忙期に週3回（通常期は2回）開いて、希望者の実力向上に勉めた。また、「OGの話を聞く会」や「編入学合格体験報告会」を開催し、先輩方の編入学体験談を語っていただいた。編入学情報は随時更新するとともに、卒業生アンケートを実施して先輩方の進学先での所属ゼミや卒業論文などについての情報収集を行い、学生に開示した。 令和6年度編入希望者の編入学率は100%であった。		実施済	◎学生部長 キャリア支援委員会
				合同企業説明会の機会を捉えて、参加企業から詳しい情報提供を得るべく、アンケート調査を行った。また、山形県の県内就職者向けの奨学金返還支援制度を学生に周知するとともに、米沢商工会議所と連携した「米短生市内企業訪問ツアー」、本学主催の「県内企業バスツアー」を企画し、学生の参加を募って、直接企業見学の場を設けた。		本学に対する地域の人材ニーズを把握するため、企業訪問など様々な機会を捉え情報収集を行うとともに、必要に応じてアンケート調査等を実施する。また、県などの関係機関が実施する県内就職に資する事業と連携し、学生への周知や積極的な参加を促すとともに、県内就職したOGの講話や県内企業を訪問・見学する機会を設けるなどの取組を行う。	◎学生部長 キャリア支援委員会
		○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施		大学ホームページやSNS等を活用し、学生の地域活動の様子等を発信した。また、米沢市からの補助金を活用し、「米沢市映えcaféオープンプロジェクト」を実施し、両大学合わせて61名の学生が参加した。米沢市内外でのフィールドワークや高校生とのイベント、Zakkaの森での販売、米沢女子短期大学オープンキャンパスでのドリンク・フード無料提供、地域イベントでの山形おやき試食、ウコギスコーンのレシピ開発と横浜での販売、ミナミハラアートワークや米沢駅前イルミネーションイベント等でのフード販売等を実施した。さらに、山形県議会議員との意見交換会やよねざわ女子café、映えcafé主催の地域住民との交流会「ビザ会」、学生自治会主催の地域住民との交流会「喫茶エータン」を実施し、学外の方と学生とが交流する場を創出した。		学生の正課外活動や学園祭等の活動を支援するとともに、大学ホームページやSNS等で広く情報提供する。また、学生が行う地域活性化につながる活動等について資金面や運営面・広報面等の助言と支援を行い、地域での活動に参画する機会を創出する。	◎学生部長 学生委員会
	③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価		学生委員会が、年度計画の進行管理、自己点検・評価活動を行っている。		実施済	◎学生部長 学生委員会
		○点検・評価結果に基づく改善・向上		学生委員会が担当する業務の改善・向上を図っている。		定例の学生委員会において、新たな取り組みの創出や既存の取り組みのブラッシュアップを行う。	◎学生部長 学生委員会
8 教育研究等環境	①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示		「山形県公立大学法人第3期中期目標第2の2」において定め、法人ホームページで公表している。		実施済	◎学長 副学長
	②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備		本学の校地面積は大学設置基準で必要とされる面積を確保している。		実施済	事務局 （総務企画課）

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
				施設、設備等の維持管理及び安全衛生の確保については、設備管理業務、警備業務、清掃整備業務、建築物環境衛生管理業務、受水槽清掃及び水質検査等を外部委託し、その点検結果をもとに修繕や改修を行ってきている。大規模な施設改修が必要となる場合は、毎年度工事対象の緊急度、重要度を考慮したうえで整備計画を作成し、ルールに則り設置団体に対して予算要求を行っている。また、防犯については、警備員を配置するとともに、「危機管理初動対応マニュアル」の中で学内に不審者が侵入した場合の対応を定め、教職員全体で安全な教育研究環境を確保している。		実施済	事務局 （総務企画課）
				バリアフリーに関しては、障がいのある方が学内を移動する負担を極力軽減できるように、B棟、C棟にエレベーター、A棟、C棟の廊下や階段に手すり、大学の玄関には自動ドアを設置しているほか、視覚障がい者用誘導ブロックを設置している。その他、トイレの大部分は洋式となっている。		実施済	事務局 （総務企画課）
				学生の自主的学習を促進するための環境整備については、自習室2室を設置しているほか、教室や演習室を授業で使用していない時間に開放しており、自習やグループ学習で利用することができる。また、情報処理教室1、情報処理教室2でも、学生がパソコンを利用することが可能である。		実施済	◎図書館情報委員会 ◎事務局 （総務企画課）
				ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器・備品に関しては、授業における利用及び学生の利用に供するため、パソコンを設置している教室を複数整備している。		実施済	◎図書館情報委員会 ◎事務局 （総務企画課）
				毎月1回、業者による視聴覚機器の定期点検を行い、不具合の改善を実施したほか、9月には情報処理教室2とB405の視聴覚機器の更新を行った。 また、共用施設である学寮の修繕計画に則り、窓のコーキングや居室内の壁紙の貼替などを随時実施した。令和6年度は情報機器の更新、厨房換気扇更新、敷地内舗装工事、洗濯機の更新を実施した。		視聴覚機器に関する定期的な点検、情報機器や演習・実習用備品等を適宜更新するとともに、必要な機器・備品等の更新を順次行う。	◎図書館情報委員会 ◎事務局 （総務企画課）
		○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み		学生に対しては、情報機器の取り扱いを記載した「履修と学生生活の手引」を配布し、また、入学時のオリエンテーションにおいて、学内パソコンの適正な使用方法や遵守すべきルールなどに関する説明を行っている。		引き続き、学生に対して、情報機器の取り扱いを記載した「履修と学生生活の手引」を配布し、また、入学時のオリエンテーションにおいて、学内パソコンの適正な使用方法や遵守すべきルールなどに関する説明を行う。	◎図書館情報委員会 事務局 （総務企画課） 学生委員会
				教職員に対しては、年度当初に「情報セキュリティ研修会」を開催し、最新の情報セキュリティの脅威や被害の事例紹介、本学における脅威について、セキュリティ保守業務を委託している専門業者による講習を行っている。		実施済	図書館情報委員会

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
	③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	○図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応		電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、講義期間の開館時間延長を実施している。 また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施している。 図書の購入については、新規に660冊を登録し、電子ジャーナル及び洋雑誌は9種類を購入契約した。 4月の授業開始から土曜日開館、5月から開館時間の延長を行い、学生、教員、地域住民の利便性を図っているほか、学生、教員に対して、レファレンスや文献複写の相談をメールで対応し、来館せず利用できるようにしている。 また、栄養大並びに米短大の図書館情報委員会を合同で3回開催し、課題を共有したほか、図書館内の環境整備を図るため、利用者の声を、①意見箱の設置（意見なし）、②学外利用者向けアンケート（6月～11月実施、5件）、③「学生の声ノート」の設置により集約した。 さらに、学生に対して図書館の利用頻度、利用状況、要望、意見等を聞くアンケートをオンラインで新たに実施し、117人の学生から回答があった。		実施済	図書館情報委員会
				公立大学協会図書館協議会、日本図書館協議会に加盟しており、他図書館とのネットワークが整備されている。		実施済	
				山形県公立大学法人学術機関リポジトリを、山形県公立大学法人学術機関リポジトリ運用指針を整備のうえ運用している。		令和7年度から、オープンアクセスポリシー、研究データポリシーを制定のうえ、これまで以上に教員の学術情報の公開に努めていく。	
	④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置		附属図書館に司書資格を有する職員を3名配置している。		実施済	学長
				研究実施体制の整備については、「山形県公立大学法人第3期中期目標」に定めている。		実施済	事務局 （総務企画課）
				法人から各学科へ専任教員の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行するうえで必要な研究費として個人研究費を支給している。		令和7年度も予算の範囲内で個人研究費を支給する。	事務局 （総務企画課）
				山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所では地域貢献と関連する外部の研究者との共同研究を募集しており、今年度は2件の共同研究に対して研究費を支給した。		令和7年度も外部の研究者との共同研究を募集する。また、令和6年度の研究については成果発表会を開催する。	事務局 （総務企画課）
		○研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・外部資金獲得のための支援 ・オンライン教育等を実施する教員からの相談対応、その他の技術的な支援体制		文部科学省科学研究費補助金などの外部資金獲得につながる予備的な研究を奨励し、公募制で山形県立米沢女子短期大学戦略的研究推進費として研究費を支給している。		令和7年度も予算の範囲内で山形県立米沢女子短期大学戦略的研究推進費として研究費を支給する。	事務局 （総務企画課）
				公募制で理事長が認めた研究活動、事業等に対して支援を行う理事長裁量費の配分を行い、自由度の高い活動を支援した。		令和7年度も予算の範囲内で理事長が認めた研究活動、事業等に対して理事長裁量費の配分を行う。	事務局 （総務企画課）
				教員には研究室とパソコンがそれぞれ割り当てられている。パソコンにおいては5年に1度の更新を行っており、今年度は更新の時期だったため更新を行った。各パソコンは学内のネットワークによって接続されているとともに、インターネット環境も整えられている。		パソコンやインターネットの不具合が生じた場合、対応する態勢を整える。	事務局 （総務企画課）

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和 6 年度実施事項	評価	令和 7 年度実施計画	担当
				研究に専念する時間の確保についても、専任教員については裁量労働制を採用して、教員の研究の内容や特性に応じた研究時間の確保が図られている。		実施済	事務局 （総務企画課）
				教員が長期間にわたって研修を行う制度として、「山形県立米沢女子短期大学教員のサバディカル研修に関する規程」を定めている。		実施済	事務局 （総務企画課）
	⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・研究倫理に関する学内審査機関の整備		研究倫理に関して規定した「山形県公立大学法人倫理審査規程」、研究活動の不正防止について規定した「山形県公立大学法人における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」を整備した。その他関連する規程として「山形県公立大学法人研究インテグリティの確保に関する規程」、「山形県公立大学法人利益相反マネジメント規程」、「山形県公立大学法人安全保障輸出管理規程」を整備し、「山形県公立大学法人オープンアクセスポリシー」、「山形県公立大学法人研究データポリシー」をとりまとめた。		実施済	◎学長 ◎副学長 ◎倫理委員会
				研究倫理に関する審査機関として、法人内に「山形県公立大学法人倫理委員会」を設置している。		実施済	◎学長 ◎副学長 ◎倫理委員会
				全教員を対象にコンプライアンス推進責任者（副学長）による研修を実施し、全教員が受講した。		コンプライアンスを推進するための研修会を開催し、教員の法令遵守に対する意識の向上に努める。	◎学長 ◎副学長 ◎倫理委員会
				各委員会が年度計画の進行管理、自己点検・評価活動を行っている。		実施済	事務局 （総務企画課）
	⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上		各委員会が担当する業務の改善・向上を図っている。		実施済	事務局 （総務企画課）
9 社会連携・社会貢献	①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示		「山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所規程」第 2 条の「研究所の業務」に地域の生活文化の向上に貢献するために行う業務として 8 つ明記してしている。 中期目標、中期計画に社会貢献・社会連携に関する方針を明示し、法人ホームページで公表している。		実施済	事務局 （総務企画課）
	②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	○学外組織との適切な連携体制		「大学コンソーシアムやまがた」に継続して参画している。 「米沢市学園都市推進協議会」については、学長が顧問、副学長が事業の企画立案を行う委員として参画している。		実施済	生活文化研究所 学生部長
				連携協定に基づく高校生の受講受け入れを実施し、地域教育に貢献した。		地域の高校との連携協定に基づいた受講生の受け入れや、県内高校等への出前講座を実施していく。また、そうした機会を活用し、高大連携のあり方や地域のニーズに合ったカリキュラムを模索するために、大学と高校の実情等について積極的に情報交換を行う。	生活文化研究所 学生部長

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
		○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進		教員の研究成果や専門領域の発信のため、本学が刊行する紀要並びに生活文化研究所報告の学術機関リポジトリへの公開を継続した。学内発行の学術誌『米澤國語國文』及び『米沢史学』について申請に応じて公開した。 また、生活文化研究所が中心となり、地域や社会における課題に対応した共同研究を2件実施した。外部への情報発信については、大学ホームページや紀要、生活文化研究所報告等への掲載により行った。 令和7年度から公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施が義務化されるのに対応して、「山形県公立大学法人オープンアクセスポリシー」、「山形県公立大学法人研究データポリシー」を定め、令和7年度より施行予定である。		教員の研究成果に関する広報活動として、機関リポジトリ運用指針に従い、大学紀要及び生活文化研究報告書に加え、その他学術雑誌掲載論文等についても積極的に社会に発信していく。また、生活文化研究所を中心に、地域や社会における課題に対応した研究を推進し、その研究成果を研究成果報告会などを通して積極的に発信していく。	生活文化研究所
		○地域交流、国際交流事業への参加		令和6年度は、公開講座を計3回（1講座）、夏に「いい子ども大学」を、講師派遣を12件実施し、地域住民や児童生徒に対して「学び」の機会を提供した。 また、聴講生制度については前期で5名、後期で2名受入れを行った。		地域のニーズに即した公開講座、「いい子ども大学」、講師派遣を実施し、地域住民や児童生徒に対して「学び」の機会を提供する。 また、新しい生涯学習・リカレント教育の一環として「授業の開放」を行うため、単位認定を目的としない聴講生制度を実施する。	生活文化研究所 教務委員会
				「異文化理解実習」ではシンガポールへ行き、現地大学生と交流を行った。 また、7月には「米沢市映えcaféオープンプロジェクト」の学生による国際交流イベント「3Eカフェ」を開催し、外国出身の方11名、地域の方8名、山形県立米沢女子短期大学・米沢栄養大学の学生31名が参加した。栄養大生による国際色豊かなフードの提供を行い、学生自ら企画した内容により参加者が相互に交流を深めた。		令和7年度の「異文化理解実習」において、実習予定先のシンガポールで現地大学生と交流等を行う。 また、学生自ら企画・運営する新たな国際交流イベントを実施する。	生活文化研究所 教務委員会
	③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価		中期計画に沿って年度計画を定め、社会連携・社会貢献に関しての環境の整備を行っている。年度実績については、教育研究審議会で点検・評価が行われる。また、山形県公立大学法人評価委員会においても評価が行われている。		実施済	生活文化研究所
		○点検・評価結果に基づく改善・向上		評価の結果を踏まえ、学長の指示のもと、生活文化研究所運営委員会によって、事業の見直しを行っている。		実施済	生活文化研究所
10大学運営・財務	①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示		本学は、山形県が設立した公立大学法人が運営する大学であり、法人の目的は、「山形県公立大学法人定款」に定められており、この目的の実現のために必要な管理運営方針は、「山形県公立大学法人業務方法書」第2条に「山形県知事から指示された中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。」と規定されている。		実施済	事務局 （総務企画課）
(1) 大学運営		○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知		中期計画及びそれらの具体的な方策である年度計画は、策定段階から多くの教職員が関わっており、毎年度当初の業務実績報告、年度中間の実施状況、年度末の翌年度計画策定のとりまとめ結果を全教職員に周知することにより、大学の構成員に対して運営に関する方針を明示している。また、法人ホームページでも公表している。		実施済	事務局 （総務企画課）

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
	②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	○適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応		学長を兼務する理事長の選考は、定款に基づき理事長を選考するための理事長選考会議を本学及び山形県立米沢栄養大学に設置し、それぞれの理事長選考会議ごとに行われる。これらの会議において理事長として適任であると認められた者が選出され、法人として山形県知事に申出し、山形県知事が任命を行うことになる。		実施済	事務局 （総務企画課）
				法人組織と教授会をはじめとする教学組織は、その所掌する範囲や権限が規程等で明確に区分されている。		実施済	事務局 （総務企画課）
				法人には理事長のほか、定款の規定に基づき、役員として、理事7人以内及び監事2人を置くこととされている。理事長は法人を代表し、その業務を総理するが、「山形県公立大学法人の組織及び運営に関する規則」において、理事の担当及び所掌事務等を定め、理事長を補佐する体制を整備している。透明性を確保し開かれた大学運営を推進するため、法人の役員及び職員でない者が2名以上となるよう定款で定められており、現在、地域で活躍されている2名の外部有識者から理事に就任いただいている。		実施済	事務局 （総務企画課）
				基本的に、法人運営に関する権限と責任は法人の理事長が、教育研究に関する事項については、各専門委員会、教授会、理事等で構成される教育研究審議会の審議を経て学長が決定することとされている。		実施済	事務局 （総務企画課）
				教授会、各委員会で教職員からの意見を聴取し、対応している。学生からの意見については、毎年「学生の声」アンケートを実施し、事務局や各委員会等で対応している。		実施済	事務局 （総務企画課）
				「山形県公立大学法人危機管理規程」を整備するとともに、危機管理発生時の円滑かつ適切な対応を図るため「危機管理初動対応マニュアル」を策定し、毎年見直しを行っている。		実施済	事務局 （総務企画課）
	③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定		当初予算は、「山形県公立大学法人予算規程」に基づいて編成される。 具体的には、理事長は経営審議会の議を経て、予算編成方針を策定し、この予算編成方針に基づき、学科や専門委員会、機関の長等が翌年度の予算見積書を作成し、理事長に提出する。提出された予算見積書は、「中期計画推進委員会」において必要に応じて担当理事等から意見を聴取しながら、その内容の調査及び検討が行われ、法人全体の予算案が作成される。全体の予算案は教授会への報告後に経営審議会の承認を得て、最終的に決定される。また、年度途中に補正する必要がある場合においても、補正予算案は教授会への報告及び経営審議会の承認という同様の決定手続きを経ている。 予算の執行状況については、監事による年2回の監査（6月及び12月に実施）を受けるほか、法人会計処理が適法かつ適正であるかについての経営助言業務を監査法人に委託し、会計監査人監査に準ずる形で指導を受けることで、適正な執行が担保されている。		実施済	事務局 （総務企画課）

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
	④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・職員の適正な評価業務評価と処遇改善		「山形県公立大学法人の組織及び運営に関する規則」において、事務局を置くことが規定されている。事務局には、「山形県公立大学法人事務組織規程」に基づき、庶務係、図書館管理担当、経営審議会や教育研究審議会の運営、法人企画担当、教務学生担当、入試担当を設置している。庶務係、図書館管理担当、法人企画担当は総務企画課に、教務学生担当、入試担当は教務学生課に配置され、事務局は2課体制となっている		実施済	事務局 （総務企画課）
				業務内容の多様化、専門化に対応するため、県からの派遣職員から、プロパー職員への切り替えを順次行っており、これまで6名のプロパー職員を採用し、令和6年度中に、令和7年4月1日付け採用の1名を内定した。		引き続き、法人職員の計画的採用・育成・配置換えを行うとともに、県からの適切な職員派遣を継続する。	事務局 （総務企画課）
				「山形県公立大学法人事務局人事評価実施要領」による職員の業務評価を行っている。		実施済	事務局 （総務企画課）
	⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施		情報セキュリティ研修会を実施し、情報セキュリティを取り巻く最新の脅威やその対策等を周知したほか、大学評価に関する研修会や生成AIをテーマとしたFD・SD研修会を実施した。		引き続き、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るためのFD・SD研修会を実施する。	自己評価改善・SDFD委員会
	⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価		今年度から「山形県立米沢女子短期大学 内部質保証に関する方針」及び「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証専門部会に関する方針に基づく自己点検及び評価のガイドライン」に基づき自己点検・評価を行い、報告書を作成した。		「山形県立米沢女子短期大学 内部質保証に関する方針」及び「山形県立米沢女子短期大学の内部質保証専門部会に関する方針」に基づく自己点検及び評価のガイドライン」に基づき自己点検・評価を行う。	事務局 （総務企画課）
		○監査プロセスの適切性		本学では、会計及び法律の専門家2名の監事による監査に加え、法人の設立団体である山形県監査委員による監査を定期的に実施しているほか、監事には法人の経営審議会及び教育研究審議会に出席いただき、意思決定プロセスが適切であるかについて確認いただいている。 9月に文部科学省科学研究費補助金、3月に証明書の交付に係る内部監査を実施し、概ね適正に執行されていることを確認した。		今後も2名の監事による監査、山形県監査委員による監査を実施し、監事には法人の経営審議会及び教育研究審議会に出席いただき、意思決定プロセスが適切であるかについて確認いただく。 適正な業務運営を確保するため、年1回定期的内部監査を実施するとともに、必要に応じ随時の内部監査を行う。 また、必要に応じ監事に対して内部監査の質の向上を図るために助言を求める。	事務局 （総務企画課）
		○点検・評価結果に基づく改善・向上		各委員会等が、年度計画の進行管理、自己点検・評価活動を通じ、担当する業務の改善・向上を図っている。		実施済	事務局 （総務企画課）
(2) 財務	①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定		第三期中期計画において6年間の予算、収支計画及び資金計画を策定している。		実施済	事務局 （総務企画課）
	②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）		毎年度、授業料収入などの自己収入のほか、山形県からの運営費交付金により教育研究活動をはじめとした大学運営に必要な収入を確保している。運営費交付金は、法の趣旨に基づき、大学運営に不可欠なものとして山形県に要求し、毎年度安定的に所要額を確保しており、施設設備の大規模修繕など突発的な経費についても、運営費交付金の「特別分」として山形県に要求できるものとなっている。		実施済	事務局 （総務企画課）

別表 1 自己点検・評価項目等（全般）

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
				入学科の未納は無い。授業料については一部支払遅延者や徴収猶予者がいたが、遅延者には文書督促に加えて適宜電話督促を行い、徴収猶予者には支払いに充てる収入を確認する等納入への意識づけを行うことで、未納防止を図った。 また、法人基金の募集について、法人の同窓会組織を通じて周知を行った。		授業料、入学科などの確実な納付を図るため、一部免除者、徴収猶予者及び支払遅延者の状況を把握し、適宜、適切な督促・指導等を行い、未納防止に努める。特に卒業年次生の猶予者は卒業判定に関わるため、納入の手立て等確認し、猶予期限までの確実な納入を促す。 また、法人基金の募集について、様々な機会を捉えて周知を行う。	事務局 （総務企画課）
		○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み		夏季の節電計画を策定し、学内に周知し節電に努めた。7月は猛暑のため目標達成することができなかったが、8～9月は目標達成できた。また、無理のない範囲での暖房機器の温度設定や不要な照明の消灯など、省エネに努めた。コピー用紙については、ミスコピー用紙の裏面利用を行い経費の削減に努めた。 照明設備のLED照明への更新を短大体育館で実施し、省電力化を図った。 今後、不要な照明の消灯を徹底し、順次LED照明への交換や両面印刷及びミスコピー用紙の裏紙利用・封筒の再利用など、省エネに努めるとともに経費削減を図っていく。		一層の経費節減に向け、引き続き全教職員の意識を高め、冷暖房機器の温度調整、LED照明への交換、印刷物の電子化・会議の見直し等によるペーパーレス化、裏紙利用・両面印刷・Nアップ印刷及びカラー印刷の厳選等による印刷経費の節減等により管理的経費の節減を図る。	事務局 （総務企画課）
		○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等		文部科学省科学研究費補助金に関して公立大学協会の動画「科研費申請の最新動向について」の公開を周知し、視聴を促すほか、外部資金獲得に関する学外研修会の案内や公募案内等の情報を共有するなど、学部研究資金を積極的に獲得するための情報共有を行った。 令和6年度の文部科学省科学研究費補助金の獲得件数は5件2,600千円（内、間接経費600千円）であった。		外部資金を積極的に獲得するため、情報を全教員に周知するとともに、外部資金獲得のための研修会を検討する。	事務局 （総務企画課）
				資産の有効活用として、大学ホームページにより大学施設の地域開放について周知を行った。地域からの施設利用申請は21件（うち有料13件）であった。 また、資金の運用については年間の資金計画を策定し、予算執行状況の定期的な確認を実施するとともに、余裕資金については安全な短期の譲渡性預金での運用を行った。		大学施設の有料での地域開放について、その使用料を含め大学ホームページなどで引き続き周知し、施設の有効活用を図る。 また、会計関連規程に基づいた適正な資金管理を引き続き行うとともに、短期の定期性預金などにより、安全かつ効果的に余裕資金を運用し、収入の増加を図る。	事務局 （総務企画課）

別表2 自己点検・評価項目等(教職課程)

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和 年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
1 教育理念・目標等	①教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画を適切に設定しているか。	○具体的かつ明確な形で設定されているか		教員養成の目標・養成するための教員像は、本学における教育研究上の理念と目的、および3つのポリシーを基本とし、中央教育審議会等で指摘されている教員の資質・能力に関する議論や指摘を踏まえて作成されている。なお、本学における教員養成の目標・養成する教員像については、大学ホームページで公表しており、周知されている。		実施済	教職課程委員会
	②教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセスは適切か	○学生や採用権者の意見の考慮、山形県教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか		教員養成の目標及び目標達成のための計画の策定にあたっては、学科の目指すべき人材養成像である学位授与方針との相当関係のほか、山形県教員「指標」、実習協力校からの意見等を考慮して策定されている。		実施済	教職課程委員会
	③教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しを適切に行っているか	○一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか。		本学における教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しについては、これまで、主として社会情勢や教育環境の変化に応じて実施されてきた文部科学省による学習指導要領の改訂及び教員養成に関する施策の変更への対応として行われてきた。また、教職課程委員会が策定した計画を踏まえ、主として教職担当教員が教職指導（教育実習・ボランティア等を含む）を行っているが、これらの実施状況や実習協力校からの意見等も踏まえて、計画の見直しが行われている。このほか、学生による授業アンケートの結果も計画の見直しにおいて参考になっている。		実施済	教職課程委員会
2 内部質保証	①内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検、評価を実施しているか		本年度、教職課程の自己点検・評価のガイドラインを作成した。		策定したガイドラインが全学的なPDCAサイクルのもと運用されているか点検・評価を行う。	教職課程委員会
	②教育情報、自己点検・評価結果、学修成果に関する情報等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	○学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則第22条の6、第22条の8に定められた内容を適切に公表しているか		学校教育法施行規則第172条の2のうちの関連部分、教育免許法施行規則第22条の6に定められた情報が、大学ホームページにて公表されている。また、学修成果に関する情報として、「卒業者の教員免許状の取得状況」「教職への就職の状況」を大学ホームページで公表している。教職課程の自己点検・評価結果については、令和6年度分より、大学ホームページにて公表される。		学校教育法施行規則第172条の2のうちの関連部分、教育免許法施行規則第22条の6、第22条の8に定められた情報を大学ホームページにて公表する。また、学修成果に関する情報として、「卒業者の教員免許状の取得状況」「教職への就職の状況」を大学ホームページで公表し、法令に定められた情報等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たす。	教職課程委員会

別表2 自己点検・評価項目等(教職課程)

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和 年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
3 教育課程・学修成果	①複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程を適切に編成しているか	○開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか		国語国文学科、英語英文学科、日本史学科の教職課程における教職に関する科目（教育の基礎的理解等に関する科目）を共通開設している。また、本学の運営主体である山形県公立大学法人には、山形県立米沢栄養大学があり、「法学」、「特別支援教育論」、「教育相談論」、「ICT活用の理論と方法」を合同授業で行うほか、教育実習オリエンテーションや、教育実習事前事後指導においてゲストスピーカーから講話をいただく際も、同大学と合同で実施している。		実施済	教職課程委員会
	②教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備を適切に整備しているか	○ICT環境、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか		施設内にはキャンパスネットワークが構築されている。キャンパスネットワークへは、授業や研究などで利用するパソコンが接続されている。ICT機器を使用した授業を行う場合は、一人1台パソコンが使える情報処理教室を使用できる。電子黒板を配置した模擬授業用の教室を整備している。また、図書館には、学校教育に関する図書のほか、最新版の学習指導要領、教科書、指導書を配置し、模擬授業、教育実習の学習指導案の作成、教職課程の学修に活用できる。		実施済	事務局（総務企画課）
	③教育課程の体系性が適切に確保されているか	○法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し、必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか。		課程認定の届け出に則って教員免許に必要とされる科目を毎年度開講している。国語国文学科、英語英文学科、日本史学科における教科に関する科目、教科の指導法に関する科目は、それぞれの学科が専門性を生かした科目を開講し、教職に関する科目は各学科が連携・協力し、共同開設している。		実施済	教職課程委員会
	④ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性が適切に確保されているか	○教員として身に付けることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか。		ICT指導力の育成では、教職に関する科目の「ICT活用の理論と方法」、「教育方法論」等において、情報通信技術を活用した学習指導の基礎を身に付け、各教科の指導法に関する科目ではそれぞれの教科の特性に応じたICTを活用した指導法を模擬授業等を通じて修得できるようにしている。また、教職実践演習では、教科の指導法の科目、教育実習での学習等を踏まえて、ICTを活用した演習を実施し、実践力の育成を図っている。		実施済	教職課程委員会
	⑤キャップ制を適切に設定し、学生に周知しているか	○1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか		本学においては、講義科目の1単位は15時間の授業と30時間の予習・復習を合わせて45時間の学修時間とするという単位制の趣旨を踏まえ、学修時間を確保することを目的に、年間50単位までを履修の上限とするキャップ制が設定されている。しかし、卒業要件外である教職に関する科目、教科の指導法に関する科目を履修する場合は、通常のキャップ制を超えて履修可能としている。		実施済	教職課程委員会
	⑥教職課程の充実・見直し状況	○学修成果や自己点検・評価等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか		教職科目については担当教員からの、教育実習に関しては実習協力校および巡回指導担当教員からの意見を教職課程委員会がとりまとめ、教職課程の充実・見直しへ向けた議論を行っている。また、今年度からは、自己点検・評価の作成と実施を開始し、それらを踏まえて、教育課程の充実・見直しの議論のための資料としている。		教職課程委員会において、教職課程自己点検・評価の結果について協議し、改善や充実を図る。また、教職課程担当教員の資質向上のためのFD研修会の実施を検討していく。	教職課程委員会

別表2 自己点検・評価項目等(教職課程)

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和 年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
	⑦個々の授業科目の到達目標の設定状況	○法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか。		すべての教職科目においてシラバス上で到達目標が設定され、それらは学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムに対応したものとなっている。シラバスを変更する場合には、コア・カリキュラム対応表により確認を行っている。		教職課程委員会で教職課程科目のシラバス点検を行い、法令等、学習指導要領及び教職課程コア・カリキュラムへの対応状況の確認を行う。	教職課程委員会
	⑧シラバスの作成状況	○教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか		すべての教職科目においてシラバスが作成されている。シラバスには授業科目のテーマ及び到達目標、授業計画、成績評価・方法、授業概要、時間外学習（事前学修と事後学修）の内容等が明確かつ相互に関連づけて記載されている。なお、各授業科目のシラバスは大学ホームページで公開されている。		実施済	教職課程委員会
	⑨アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況	○授業科目の到達目標に応じ、アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか。		授業科目の到達目標に応じ「教育の基礎的理解に関する科目等」の一部の講義科目において、グループワークやプレゼンテーション、発表などの授業方法の工夫を行っている。ICTについては、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のなかで、学校教育における整備・普及の状況や活用例などについて触れられており、そのうえで「教育実習事前指導」や「教職実践演習」における模擬授業での活用が試みられている。		実施済	教職課程委員会
	⑩個々の授業科目の見直しの状況	○学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか。		教職科目のシラバスは、再課程認定時に文部科学省から確認を受けているため、シラバスを変更する場合は、教職課程コア・カリキュラムに対応しているかを、教職課程担当教員を中心に教職課程委員会において確認することとしている。また、授業評価アンケートを踏まえて見直しを図っている。		実施済	教職課程委員会
	⑪教育実践演習及び教育実習（事前・事後指導を含む）の実施状況	○教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか		「中学校教育実習（事前事後指導を含む）」、「教職実践演習」は、大学の主体的な関与の下で実施している。また、出身中学校より教育実習の受入れ承諾がない場合は、米沢市教育委員会に管内協力校で実習を行うことができるよう調整を依頼している。		実施済	教職課程委員会
	⑫成績評価に関する全学的な基準を策定し、適切に公表されているか	○成績評価基準に基づく標語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係性が明らかにされているか		成績評価基準を定めており、学生に対しては「履修と学生生活の手引」等で周知を行っている。		実施済	教職課程委員会
	⑬成績評価に関する共通理解を構築し、適切に運用されているか	○同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価に平準化を図ることができるか		教職実践演習などオムニバスで開講している授業科目の成績は、各担当教員が協議の上、総合的に評価している。		実施済	教職課程委員会
	⑭教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報が適切に設定されているか	○卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県、政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ設定しているか。		大学ホームページ上で教員免許状の取得状況や教職への就職状況を公表している。		実施済	教職課程委員会
	⑮成績評価の状況は適切になっているか	○公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか		教務委員会が作成した「シラバス作成の留意点」に基づき、各シラバスには成績評価基準が明確に記載されている。		実施済	教職課程委員会

別表2 自己点検・評価項目等(教職課程)

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和 年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
4 学生の受入れ	①教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	○教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができていないか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受入れているか		入学時のオリエンテーションにおいて、教職資格ガイダンスを実施し、教員の養成の目標のほか、教職を志望するにあたって学校教育制度の概要、教員免許に関する基本的な事項の説明を行っている。学生には、教職科目の履修に対して、単なる資格取得を目的とした履修ではなく、学校教員となるための学修であることを理解し、確かな目的意識をもって臨むように指導している。なお、教職課程の履修については、「履修と学生生活の手引」に記載されている。また、本学教職課程における教育目標・養成する教員像については、大学ホームページにて公表されており、学生に周知されている。		実施済	教職課程委員会
	②教職課程を履修する学生に対する履修指導を適切に行っているか。	○履修カルテを適切に活用できているか		教育実習オリエンテーションや「教育実習事前事後指導」、「教職実践演習」の中で、履修カルテの目的や活用について説明し、自らの学習状況や改善すべき課題等を記録するよう指導している。履修カルテは教職課程担当教員が定期的に確認し、履修指導に活用している。		実施済	教職課程委員会
	③教職課程を履修する学生に対する進路指導等を適切に行っているか。	○学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか		キャリア支援センターによって、教員採用に関する情報の提供が行われている。また、教員を目指す学生の就職や進路に関する相談は、キャリア支援センター職員のほか、教職課程担当教員やゼミ担当教員など複数の教員が応じる体制となっている。さらに、教職に限定する形ではないが、4年制大学への編入試験対策のための各種講座を開催しており、中学校二種から中学校一種への切替を目指す教職希望の学生を含め多くの学生が受講している。		実施済	教職課程委員会
5 教員・教員組織	①教員の配置の状況	教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足しているか		本学教職課程は、教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足している。		実施済	学長
	②教員の業績等	授業科目に関連した分野の業績及び実績を持つ教員を適切に配置しているか		毎年度専任教員に対する「教員業績評価」を実施しており、教員に提出してもらった「教員業績評価シート」の研究実績の欄に記載された事項に基づき、担当授業科目に関する研究実績の状況を確認している。また、常勤・非常勤を問わず、採用の際は履歴書・教育研究業績書を提出してもらい、担当授業科目に関する研究実績の状況、および担当教員の学校現場での実務経験の状況等を確認している。		実施済	学長
	③職員の配置状況	○教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか		教職課程を適切に実施するため、事務局の教務学生課に、教職課程担当職員1名を配置している。		実施済	学長
	④F D ・ S D の実施状況	○教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのF D ・ S D が確実に実施されているか。		教職課程を担う教員のためのF D ・ S D は実施していないが、全学的なF D ・ S D 研修会を開催した。 なお、令和6年度は生成AIをテーマとした研修会等を実施した。		教職課程を担う教員のためのF D 研修会の実施方法について検討を行う。	教職課程委員会
	⑤授業評価アンケートの実施状況	○個々の授業科目の見直しに活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか		全開講科目において「授業評価アンケート」を実施し、結果を各教員に配布するとともに、授業の改善に努めるように依頼した。 なお、学生の回答を実質的なものとするため、アンケートの質問項目や文言、周知方法等の検証を行った。		全開講科目において「授業評価アンケート」を実施し、結果を各教員に配布するとともに、授業の改善に努めるように依頼する。 また、学生の回答を実質的なものとするため、アンケートの質問項目や文言、周知方法等の検証を行う。	◎教職課程委員会・自己評価改善・S D F D 委員会

別表2 自己点検・評価項目等(教職課程)

評価の対象	点検・評価項目	評価の視点	令和 年度改善計画	令和6年度実施事項	評価	令和7年度実施計画	担当
6 社会連携・社会貢献	①教育委員会や各学校との連携・交流等の状況	○教育委員会等と適切に連携・交流を図り、学生への指導の充実等につなげているか。		本学が所在する米沢市教育委員会には、「教育実習事前事後指導」において講師派遣をしていただき、地域としての教育理念や実状・課題等についてお話いただいた。		本学が所在する米沢市教育委員会には、「教育実習事前事後指導」において講師派遣をしていただき、地域としての教育理念や実状・課題等について講話をいただく。	教職課程委員会
	②教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	○教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか。		各教育委員会・各学校とは、実習時の巡回指導や実習反省会等を通して、実習のみならず、本学の教員養成全般に対しても意見をいただいた。これらを踏まえて、学生への教職指導や実習指導等にもつなげられている。 学校体験活動についても、近隣の小学校から要請のあった学校ボランティアへの参加呼びかけなど、学校現場での体験を行う機会を学生に提供している。 8月に本学と山形県立米沢栄養大学及び飯豊町教育委員会共催にて、「いいで子ども大学」を2日間にわたり実施した。教職希望である学生が教育ボランティアとして参加し、子どもたちとのふれあい体験を企画した		各教育委員会・各学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげる。また、教育ボランティアの情報等を積極的に提供する。	教職課程委員会
	③学外の多様な人材の活用状況	○学外の諸機関との連携により、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等を活用することができているか		「教育実習事前指導」では、教育委員会の方2名による講話をいただいた。「教職実践演習」では、地域の学校での実務経験のある元教員や現職の教員にゲストスピーカーを依頼し、教員としての資質や適性、地域としての教育の問題などに関する講話をいただいた。		地域の公立学校の現職校長や元教員をゲストスピーカーとして活用し、教育現場での実践事例の紹介や教育現場での具体的な課題解決を扱う授業を展開する。	教職課程委員会